

保険料水準の統一に向けて

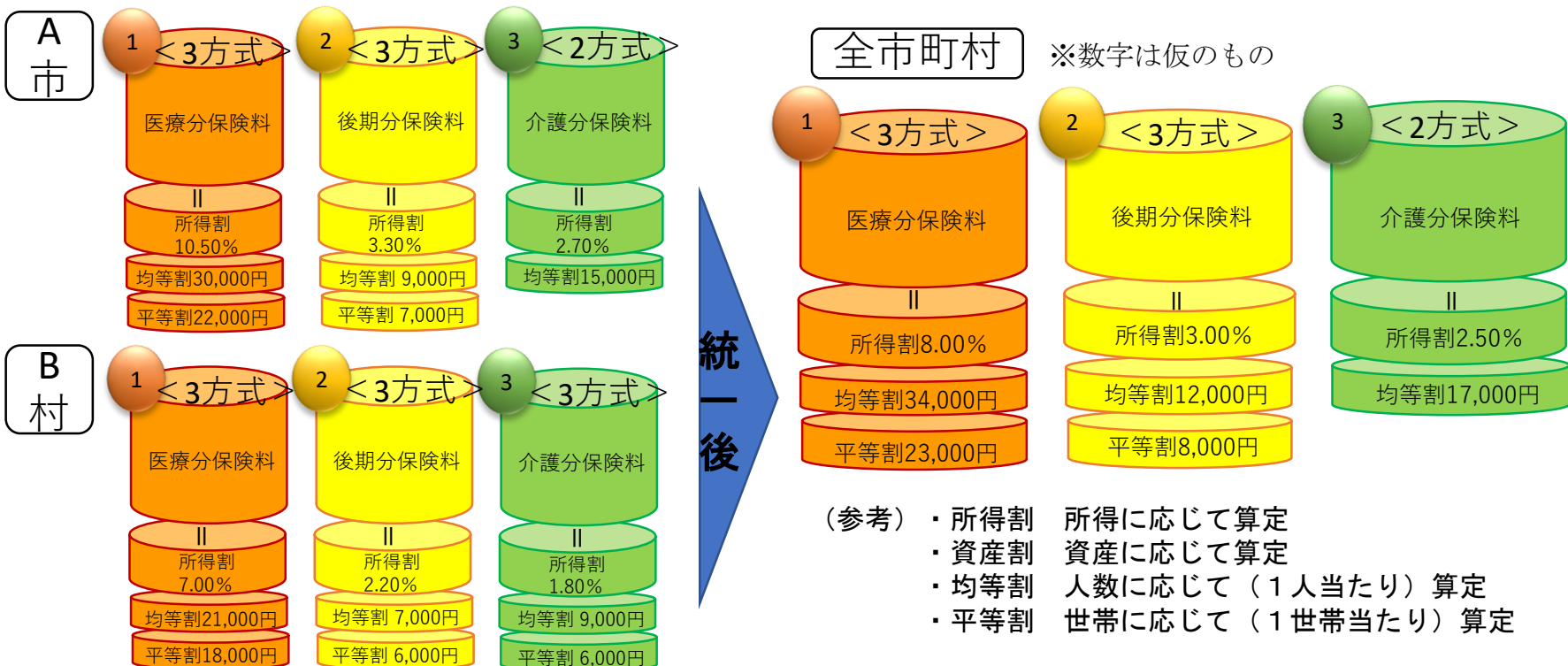
R5.11.17

熊本県健康福祉部健康局

国保・高齢者医療課

1 保険料水準の統一とは

- 都道府県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料（税）とすること（＝完全統一）。
- 次期運営方針改定案では、「令和12年度（2030年度）に実際の保険料率統一（完全統一）を目指す」ことを明記。



※4方式：所得割・資産割・均等割・平等割、3方式：所得割・均等割・平等割、2方式：所得割・均等割



1 保険料水準の統一とは

(例) 家族4名 (夫婦2名、子ども2名) 課税所得300万円の場合

※ 固定資産はゼロ、夫婦はともに介護第2号被保険者該当で子どもは小学生とする。

※ 令和5年度に完全統一した場合の試算結果を基に算定。

【統一前】 ○ A市の場合 家族4名分の年間国保料 約71万円

(参考)

医療分保険料	所得割	$300\text{万円} \times 10.50\%$	+	均等割	$30,000\text{円} \times 4\text{人分}$	+	平等割	22,000円
後期分保険料	所得割	$300\text{万円} \times 3.30\%$	+	均等割	$9,000\text{円} \times 4\text{人分}$	+	平等割	7,000円
介護分保険料	所得割	$300\text{万円} \times 2.70\%$	+	均等割	$15,000\text{円} \times 2\text{人分}$			

○ B村の場合 家族4名分の年間国保料 約49万円

(参考)

医療分保険料	所得割	$300\text{万円} \times 7.00\%$	+	均等割	$21,000\text{円} \times 4\text{人分}$	+	平等割	18,000円
後期分保険料	所得割	$300\text{万円} \times 2.20\%$	+	均等割	$7,000\text{円} \times 4\text{人分}$	+	平等割	6,000円
介護分保険料	所得割	$300\text{万円} \times 1.80\%$	+	均等割	$9,000\text{円} \times 2\text{人分}$	+	平等割	6,000円

約22万円の差

保険料水準統一

【統一後】 ○ 全市町村 家族4名分の年間国保料 約65万円

(参考)

医療分保険料	所得割	$300\text{万円} \times 8.00\%$	+	均等割	$34,000\text{円} \times 4\text{人分}$	+	平等割	23,000円
後期分保険料	所得割	$300\text{万円} \times 3.00\%$	+	均等割	$12,000\text{円} \times 4\text{人分}$	+	平等割	8,000円
介護分保険料	所得割	$300\text{万円} \times 2.50\%$	+	均等割	$17,000\text{円} \times 2\text{人分}$			

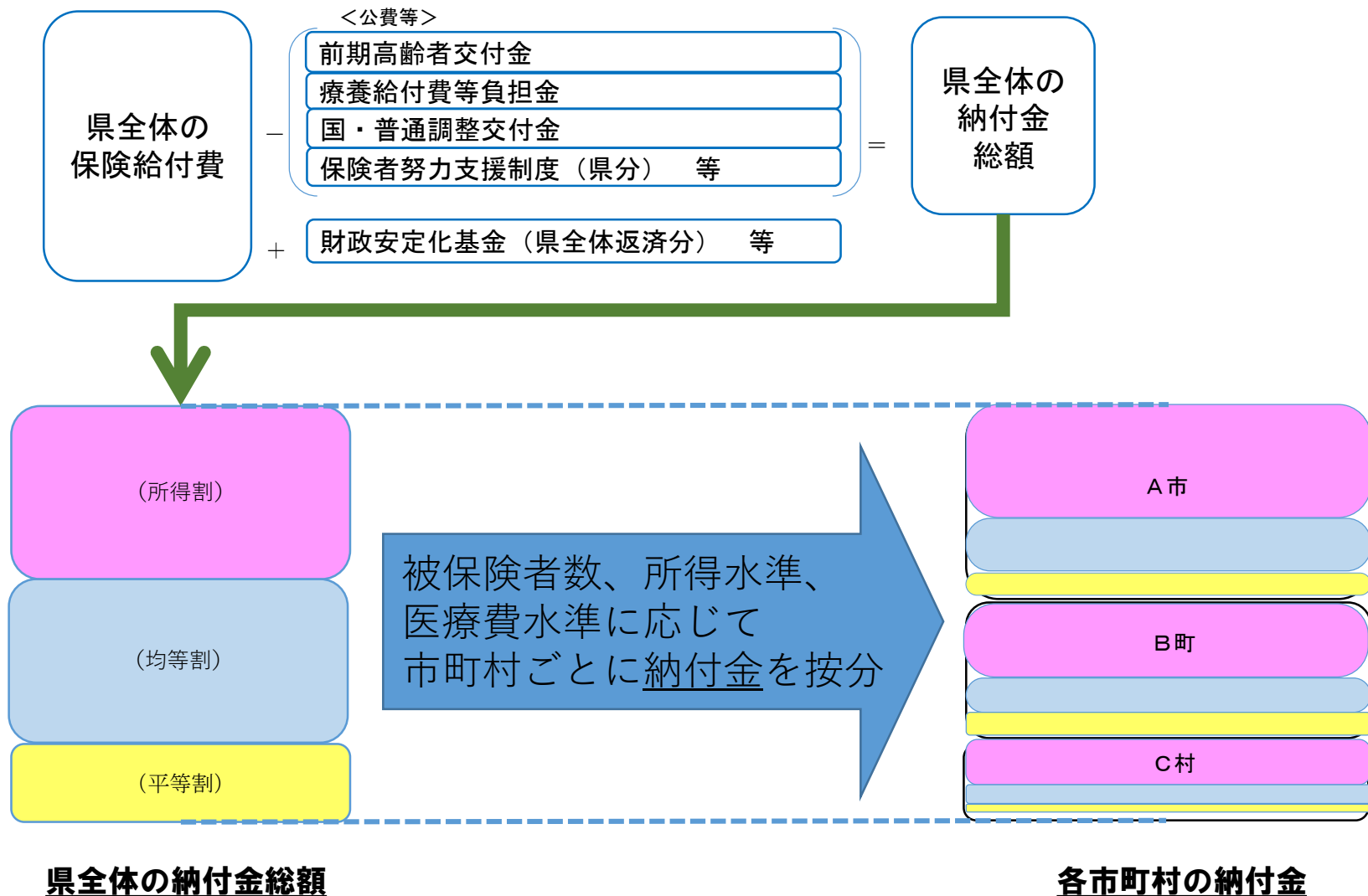
⇒ 県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、世帯構成であれば
同じ保険料(税)を支払う。

2 目的

- ・ 都道府県内のどこに住んでいても、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、医療提供体制に地域差はあるものの、同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられる（被保険者間の公平性確保）。
 - ・ 保険料水準の統一を進めることで、市町村ごとの医療費水準を保険料に反映させないこととなり、特に小規模な保険者において、高額な医療費が発生した場合の年度間の保険料（税）の変動を抑えることができる（保険料変動の抑制）。
- ※ 保険料水準の統一は、国が推進しているとともに、各都道府県においても統一に向けた検討が進められており、全国的な流れとなっている。

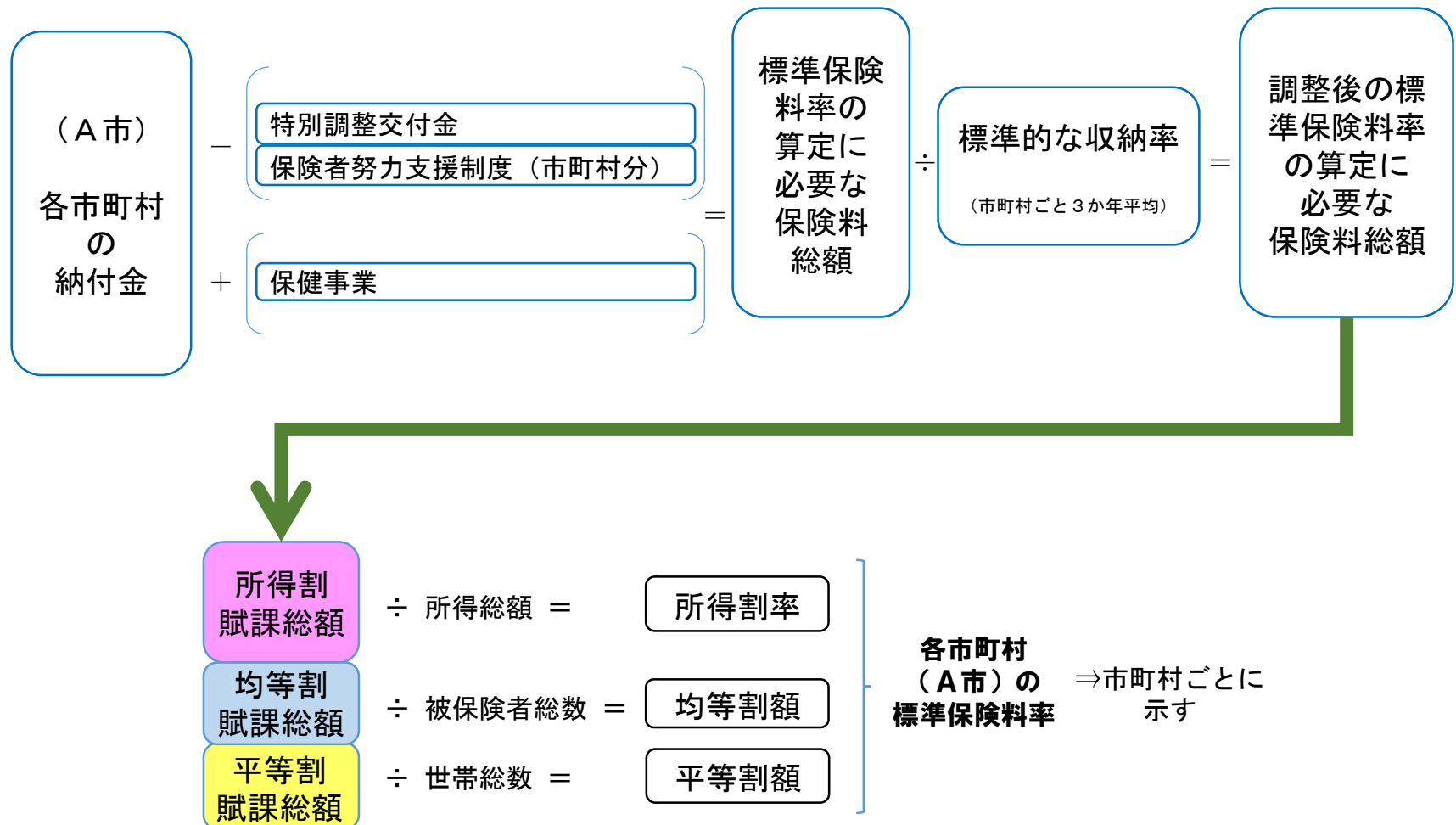
(参考) 国保事業費納付金及び標準保険料率の算定の仕組み

① [国保事業費納付金の算定]



(参考) 国保事業費納付金及び標準保険料率の算定の仕組み

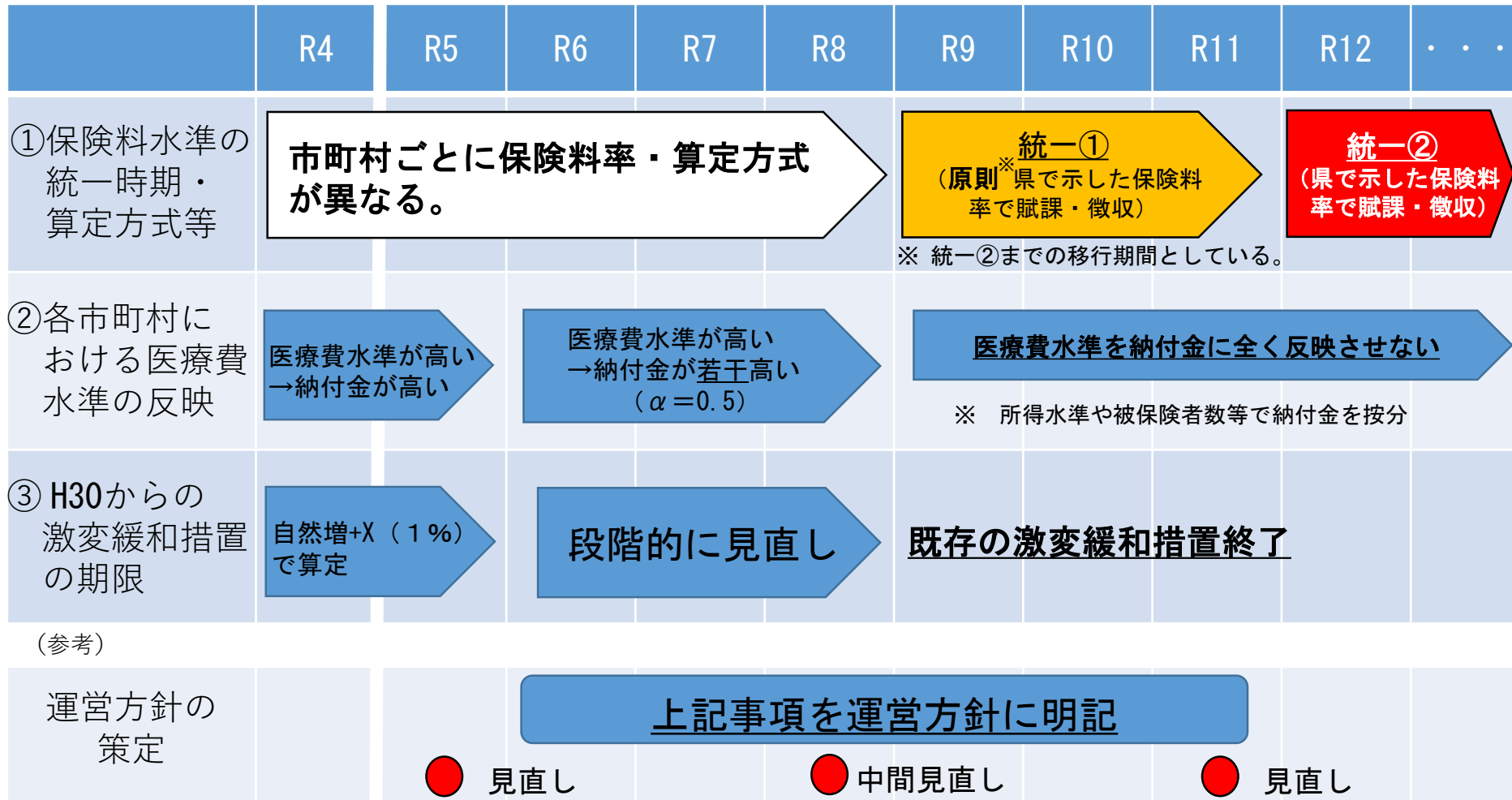
② [標準保険料率の算定]



3 方向性について

- ・ 令和12年度に、保険料水準の統一を目指す。
- ・ 次期運営方針（R6.4月～R11.3月）で、市町村との協議状況を踏まえ、保険料水準の統一に向けたロードマップを位置づける。
- ・ 保険料水準の統一に向けて、ロードマップに基づく各種課題について、市町村と協議する。

保険料水準の統一に向けたロードマップ (案)



※上記ロードマップは、必要に応じ、市町村と協議した上で見直す場合がある。